

新法人基本方針

平成25年10月
大阪府・大阪市

この新法人基本方針は、大阪府立大学及び大阪市立大学の両大学が統合する新大学を設置・運営する新法人の基本的な方針について、大阪府及び大阪市が示すものである。

【基本方針のポイント】

- ◆ 理事長と学長を分離し、経営と教学の一層の充実とともに、ガバナンス強化を図り、理事長が法人経営に対し、マネジメント力を発揮・専念できる体制を整備する。
- ◆ 外部人材を積極的に登用し、透明性を確保するとともに、職員の意識改革を促す。
- ◆ 法人の事務組織は、「大学経営の専門家」としての役割を最大限発揮し、理事長をサポートする。
- ◆ 外部資金の積極的な獲得など戦略的な財源確保を行うとともに、経常経費抑制等の努力により、財務体質の強化を図り、より自律性の高い運営をめざす。

1 新法人の概要

○ 新法人の設立

平成27年度に両法人を統合し、新法人を設立する。

法人統合後の平成27年度は1法人2大学とし、平成28年度に大学統合を行い、新大学のスタートをめざす。

なお、新法人及び新大学の名称については、定款で定める。

○ 大学等の設置

新法人が設置する大学等は次のとおりとする。

- ・ 平成27年度 府立大学、市立大学、高等専門学校
- ・ 平成28年度 新大学、高等専門学校

○ 法人所在地

法人本部の所在地は、定款で定める。

なお、法人の本部については、各キャンパスへのアクセスの良さや十分なスペースが必要であり、国内外の他大学や関係企業、自治体との連携を行う上で、交通の利便性が良いことも考慮する。

2 役員体制

【役員体制の考え方】

経営と教学のそれぞれについて、一層の充実とガバナンス強化を図るために、理事長と学長を分離し、法人経営、教育研究にリーダーシップを発揮する体制を整える。

また、役員は、外部人材を積極的に登用し透明性を確保するとともに、責任の明確化、意思決定の迅速化を図るため、スリム化を実現し機動性を持った体制とする。

○ 役員体制

平成28年度の新大学設置後の法人の役員体制は、理事長、副理事長、理事及び監事とする。

なお、役員数については、今後検討し、決定する。

- ・ 理事長
法人運営の最終責任者として法人を代表し、法人の業務を総理する。
- ・ 副理事長
法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- ・ 理 事
理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- ・ 監 事
法人の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

3 役員の任命、任期等

- **理事長**
理事長の任命は設立団体の長が行い、任期は2年とする（再任可、最長6年）。
- **副理事長**
新大学の学長は副理事長となるものとし、理事長が学長選考会議の選考に基づき、任命する。
なお、副理事長の任期は、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める学長の任期とする。

大学に学長選考会議を設置し、学長の選考を行う。学長選考会議は、経営審議機関及び教育研究審議機関から各4名を選出し、委員8名（理事長、学長を除く。）で構成する。
なお、委員の総数のうち学外出身理事を含む学外者は5名以上とし、1名が委員長とする。
- **理事**
理事の任命は、理事長が行い、任期は2年とする（再任可）。
- **監事**
監事の任命は、設立団体の長が行い、任期は2年とする（再任可）。

4 役員会

- 理事長、副理事長及び理事で構成する役員会を法人に設置する。
- 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。議長は役員会を主宰する。
- 役員会の議決事項は、法人の運営に関する重要事項とし、次のとおりとする。
 - ① 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
 - ② 法により設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない事項
 - ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - ④ 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - ⑤ その他役員会が定める重要事項
- 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

5 経営審議機関

- 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議機関を設置する。
- 経営審議機関は、委員12名以内で組織し、以下の委員で構成する。
 - ① 理事長
 - ② 副理事長
 - ③ 理事長が指名する理事又は職員
 - ④ 学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者
- ④に該当する委員の数は、委員の総数の半数以上とする。
- 経営審議機関に議長を置き、理事長をもって充てる。議長は会議を主宰する。
- 経営審議機関が審議する事項は、以下の事項とする。
 - ① 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - ③ 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - ④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - ⑤ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ⑥ その他法人の経営に関する重要事項

※ 経営審議機関の名称については、今後検討し、決定する。

6 教育研究審議機関

- 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、大学に教育研究審議機関を設置する。
- 教育研究審議機関は、以下の委員で構成する。
 - ① 学長
 - ② 副学長
 - ③ 学長が指名する理事
 - ④ 学長が定める教育研究上重要な組織の長
 - ⑤ 教育研究審議機関が定めるところにより学長が指名する職員
- 教育研究審議機関に議長を置き、学長をもって充てる。議長は会議を主宰する。
- 教育研究審議機関が審議する事項は、以下の事項とする。
 - ① 中期目標についての意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
 - ② 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
 - ③ 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - ④ 教員の人事に関する方針及び基準に係る事項
 - ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - ⑧ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ⑨ その他教育研究に関する重要事項

※ 教育研究審議機関の名称については、今後検討し、決定する。

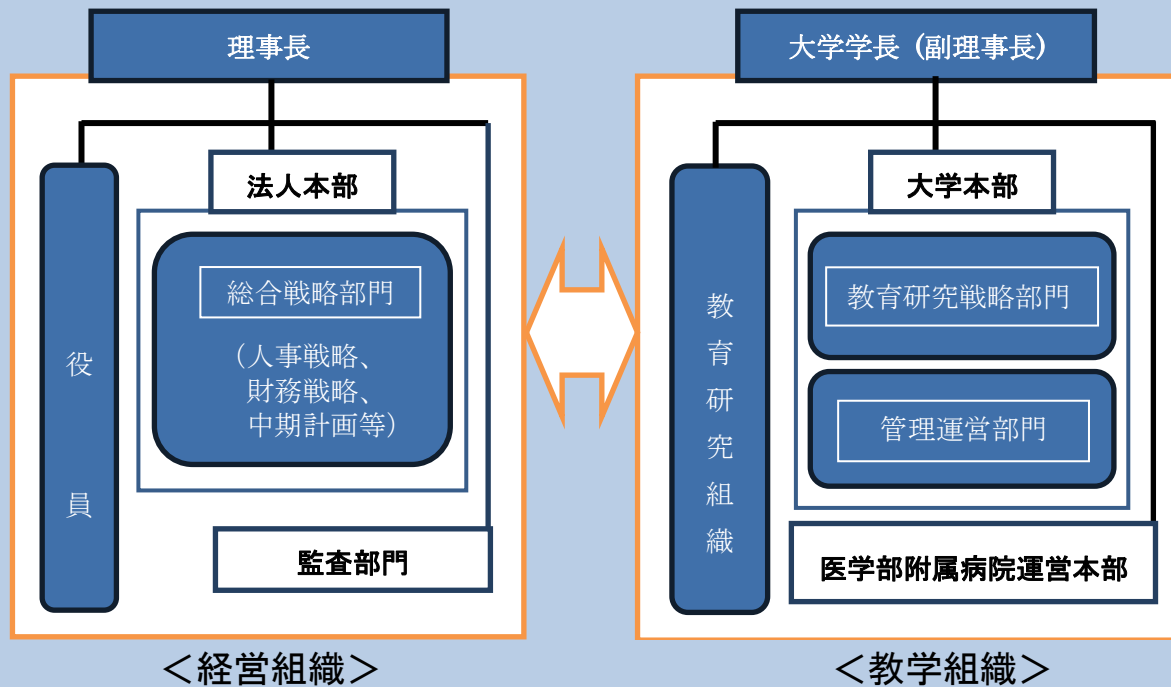
7 人事運営方針

- 教員の採用や昇任等の教員人事は、学長の申出に基づき、理事長が任命する。
学長は申出にあたって、自ら委員長を務める人事委員会に教員人事についての審議を求める。
- 人事委員会は、人事戦略及び年度計画の策定、教員の採用、昇任基準の明確化、教員人事の審議などを行う。
審議する教員人事の対象は、大学に所属する教授、准教授、講師、助教の専任教員とする（高等専門学校も同様とする。）。
- 事務組織は、教員組織とのイコールパートナーシップ（教職協働）という原則に基づき、「専門職能集団」としての役割を明確にする。
- 事務職員は、大学運営の企画立案や、入試、カリキュラム編成に主体的・積極的に参画するなど、教員と事務職員が一体となった「教職協働」による業務推進体制を構築する。加えて、そのための人材育成・人材開発を進める。

8 法人事務組織

- 理事長をサポートする法人の事務組織は、「大学経営の専門家」としての役割を最大限発揮し、法人事務職員の人材育成を強化する。
- 新大学のブランド力の向上など戦略的な機能を強化するため、法人本部は、簡素化、効率化を図り、資源を最大限、大学本部に投入することを基本とする。
- 府立大学、市立大学の両法人における法人本部の重複する分野と共通化が可能な部門を中心に見直すとともに、アウトソーシングの積極的な活用などにより、スリム化を実現し、効果的・効率的な配置の基に意思決定の迅速化を図る。

※新法人と新大学の関係 イメージ図



9 法人の財務運営方針

- 学生納付金その他、外部資金などの自主財源を確保し、経常経費抑制等の努力により収支構造の改善を図ることで、より自律性の高い運営を行い、新大学の発展・成長をめざす。
- 外部資金の獲得など戦略的な財源確保に向け、プロジェクト支援体制を確立する。
- 新大学の教育研究活動を活性化するため、寄附金の拡充に取り組む。

10 法人・大学統合に向けて

- 両大学の統合を円滑に進めるため、理事長と学長を分離し、経営と教学の一層の充実とガバナンス強化を図る。
- 両大学で重複する分野の教員配置を見直し、新設学部・学域、全学共通教育等の戦略分野に再配置を実施する。
- 法人統合、大学統合の必要経費は、運営の効率化や法人事務組織の効率的・効果的な配置により生み出される原資を活用することを基本とする。

※ 法人統合、大学統合の必要経費
学生サービス等充実のための戦略的再配置、統合によるシステム経費、学舎整備のための経費、アウトソーシング経費、大学強化のための重点的投資など